

パラリンピック選手育成強化事業 強化指定選手等活動支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 新潟県障害者スポーツ協会(以下「当協会」という。)は、2020東京パラリンピックを目指す本県関係のトップレベルの選手を対象に、全国規模の競技大会及び国際大会への出場、並びに日本代表選手の強化合宿等への参加に係る経費(以下「必要経費」という。)を助成することにより、選手の更なる競技力の向上を図ってパラリンピックへの出場を実現するため、助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(助成の対象者)

第2条 対象となる個人又は団体(以下「者」という。)は、以下のとおりとする。

- 1 中央競技団体から強化指定を受け、日本代表として国際大会に出場している本県在住者
- 2 国内ランキング上位にあり、中央競技団体から強化指定を受ける可能性のある本県在住者、及び中央競技団体から強化指定を受け、日本代表として国際大会に出場している本県出身者
- 3 中央競技団体が開催する全国規模の大会で、上位入賞している県内在住者

(対象となる経費)

第3条 対象となる経費区分及び助成額は以下のとおりとする。

- 1 経費区分は「別表 - 1」及び「別表 - 2」のとおりとする。
- 2 助成額の上限は「別表 - 3」のとおりとする。
- 3 ただし、本事業以外に国、地方自治体又は各種団体等から助成を受ける場合には、自己負担分のみを必要経費として認める。

(候補者の選考)

第4条 当協会の会長(以下「会長」という。)は、第2条各号に該当する者のうちから、直近の競技成績等を参考に助成対象者を選考する。

- 2 選考結果は「選考結果通知書」(第1号様式)により、助成対象者に通知する。

(申請)

第5条 前条第2項により通知を受けた助成対象者で助成を希望する者は、「交付申請書」(第2号様式)に必要な関係書類等を添えて、会長に提出する。

- 2 交付申請は、競技者個人、又は競技団体の代表者が行う。

(交付決定)

第6条 会長は、別に定める審査会(以下「審査会」という。)を開催し、提出された「交付申請書」及び添付書類等を審査のうえ、予算総額の範囲内で交付対象者を決定する。

- 2 決定結果は「交付決定通知書」(第3号様式)により、交付対象者に通知する。
- 3 交付対象者には、概算払いの方法、及び指定された銀行口座等への振り込みにより助成金を交付する。
- 4 新潟県及び新潟県障害者スポーツ協会は、助成金の交付を受けた者の氏名、所属、大会成績等を公表する場合がある。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、当該年度の3月31日までに「実績報告書」(第4号様式)に必要な関係書類等を添えて、会長に報告しなければならない。

(額の確定)

第8条 会長は審査会を開催し、提出された「実績報告書」及び添付書類等について審査をおこない、その内容が適正であると認めるときは交付金の額を確定し助成金の交付を受けた者に通知(様式第5号)する。

(助成金の返還)

第9条 会長は、次の各号の一に該当すると認めるときには、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 助成金の交付を受けた目的以外に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な方法により助成金の交付を受けたとき
- (4) 交付を受けた助成金の額が必要経費を上回ったとき

2 会長から返還を求められた者は、速やかに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定める以外の事項については、その都度協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日に施行し、同年4月1日から適用する。

なお、この要綱の施行にともない、「パラリンピック選手育成強化事業遠征費等助成金交付要綱」は廃止する。

別紙

別表 - 1 (第3条第1項関係)

科目	使 途		額
旅 費	旅費、交通費、宿泊費(介助者、指導者、トレーナーを含む)		別表 2
需用費	競技消耗品費、栄養費(栄養食、栄養飲料)		実費
	指導者謝金		1日1万円以内
	トレーナー施術費		実費
役務費	保険料	参加者障害保険料	実費
	参加費	大会参加費、強化合宿等参加費	実費
	通信運搬費	送料、電話代、切手代	実費

別表 - 2 (同上)

科目	積算基準	
旅費	公共交通機関	実 費
	自家用車	出発地(自宅又は所属先)～会場の「距離×20円×往復」の額 距離が50kmを超える場合には、高速道路料金の実費額
	宿泊料	一人・一泊・一律 10,900円

* 距離の算出、及び宿泊の要・不要の基準は当協会規定による

別表 - 3 (第3条第2項関係)

指定区分	助成単価		想定数
第2条第1項該当	個人	1,000,000 円	2人
同条第2項該当	個人	150,000 円	4人
同条第3項該当	個人	20,000 円	20人
	団体	100,000 円	2団体